参考資料1

廃棄物処理政策に関する
これまでの施策の施行状況

目　次

１．全体の状況 ……2
２．廃棄物の適正処理の推進 ……12
３．健全な資源循環の推進
　廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組 ……22
　優良な循環産業の更なる育成……34
　再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組 ……42
４．その他
　地球温暖化対策の強化 ……51
　産業廃棄物の流入抑制策について ……61

1. 全体の状況

廃棄物の排出量の推移

- **一般廃棄物の排出量は4,432万t、一人当たり排出量は909グラム/人（平成26年度）**

○排出量は平成12年度以降断続的に減少し、平成28年１月に変更された廃棄物処理法基本方針における平成32年度時点での目標値（約4,000万t）に向けて順調に減少。

○一人当たりごみ排出量は平成12年度以降断続的に減少。

- **産業廃棄物の排出量は385百万t（平成25年度）**

○排出量はバブル経済の崩壊以降は約4億t前後で推移しており、大幅な増減は見られない。

※1：ダイオキシン対策基本方針に基づき、政府が平成22年度を目標として設定した「廃棄物の減量化の目標量」における平成8年度の排出量を表す

※2：平成9年度以降は※1と同様の算出条件で算出

廃棄物の再生利用率の推移

- **一般廃棄物の再生利用率は20.6%（平成26年度）**

○一般廃棄物の再生利用率は平成19年度頃まで着実に上昇し、以降は20%程度で推移している。

- **産業廃棄物の再生利用率は53.4%（平成25年度）**

○産業廃棄物の再生利用率は平成16年度頃まで着実に上昇し、以降は53%前後で推移している。

一般廃棄物の最終処分量の推移

産業廃棄物の最終処分量の推移

最終処分場のひっ迫

- **一般廃棄物の残余年数は20.1年分（平成26年度）**

〇公共の最終処分場を有していない市区町村が303（全市区町村数の17.5%）。

- **産業廃棄物の残余年数は14.7年分（首都圏は5.2年分）（平成25年度）**

〇最終処分場の新規設置数は、平成10年度の136施設から、平成24年度は16施設、平成25年度は14施設（ともに許可件数）と激減

不法投棄件数及び投棄量の推移（新規判明事案）

新規判明事案の不法投棄件数及び投棄量は、ピーク時の平成10年代前半に比べて大幅に減少している。

注1：不法投棄件数及び不法投棄量は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄のうち、1件当たりの投棄量が10t以上の事案（ただし特別管理産業廃棄物を含む事案はすべて）を集計対象とした。

2：上記棒グラフ白抜き部分について、岐阜市事案は平成15年度に、沼津市事案は平成16年度に判明したが、不法投棄はそれ以前より数年にわたって行われた結果、当該年度に大規模な事案として判明した。

上記棒グラフ白抜き部分の平成18年度千葉市事案については、平成10年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成20年度桑名市多度町事案については、平成18年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

上記棒グラフ白抜き部分の平成22年度滋賀県日野町事案については、平成21年度に判明していたが、当該年度に報告されたもの。

3：硫酸ピッチ事案については本調査の対象からは除外し、別途とりまとめている。

4：フェロシルト事案については本調査の対象からは除外している。

なお、フェロシルトは埋戻用資材として平成13年8月から約72万tが販売・使用されたが、その後、これらのフェロシルトに製造・販売業者が有害な廃液を混入させていたことがわかり、産業廃棄物の不法投棄事案であったことが判明した。不法投棄は1府3県の45カ所において確認され、45カ所すべてについて撤去が完了している（平成27年3月27日時点）。

5：量については、四捨五入で計算して表記していることから合計値が合わない場合がある。

平成26年度不法投棄種類内訳

投棄件数・投棄量ともに建設系廃棄物が全体の約8割を占めている。

建設系以外廃棄物	建設系廃棄物
計　33件　20.0%	計　132件　80.0%

建設系以外廃棄物	建設系廃棄物
計　5,828t　20.3%	計　22,944t　79.7%

平成26年度不法投棄実行者内訳

投棄件数・投棄量ともに排出事業者が不法投棄実行者である場合が最も多い。
（投棄件数：約43%　投棄量：約41%）

不法投棄等の残存量（平成26年度末時点）

建設系以外廃棄物	建設系廃棄物
計　4,377,544t　27.5%	計　11,564,035t　72.5%

木くず（その他）	115,863t	0.7%
廃プラスチック類（農業系）	96,758t	0.6%
廃プラスチック類（廃タイヤ）	70,714t	0.4%
鉱さい	61,372t	0.4%
産廃を処分するために処理したもの	39,912t	0.3%
ゴムくず	15,482t	0.1%
動植物性残さ	12,012t	0.1%
繊維くず	11,515t	0.1%
紙くず	8,270t	0.1%
ばいじん	7,857t	0.0%
動物のふん尿	3,776t	0.0%
特管産廃（その他）	1,849t	0.0%
廃アルカリ	1,773t	0.0%
特管（廃石綿等）	60t	0.0%
廃酸	13t	0.0%
特管（廃酸・廃アルカリ）	4t	0.0%
特管（廃PCB）	3t	0.0%
動物の死体	1t	0.0%
特管（廃油）	0t	0.0%
特管（感染性廃棄物）	0t	0.0%
不明	16,429t	0.1%

２. 廃棄物の適正処理の推進

排出事業者の産業廃棄物の処理状況確認

現行制度概要

排出事業者は、産業廃棄物の運搬・処分を他人に委託する場合には、当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行った上で、最終処分終了までの一連の処理行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

処理の状況に関する確認とは・・・

（例） 委託先の中間処理施設や最終処分場について、適正処理のための必要最低限の事項を実地に確認すること

- 委託した産業廃棄物の処分に係る施設が使用可能な状況にあるか（最終処分場の残余容量が十分か）
- 施設外への廃棄物の飛散・流出はないか
- 廃棄物保管場所での廃棄物の飛散・流出はないか
- （安定型最終処分場の場合）展開検査が適正に行われているか　等

（例） 処理業者の処理状況及び維持管理状況等の公表情報から、施設の稼働状況等、適正処理が行われていることを確認すること

効　果

○ 排出事業者は、処理委託先の産業廃棄物処理業者が委託契約書に沿って産業廃棄物の処理を実施していることを確認することで、最終処分終了までの一連の処理行程における適正処理をより一層確保。

産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度

排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を処理業者（※）に交付し、処理終了後、処理業者よりその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度

※　収集運搬業者及び処分業者

●電子マニフェスト制度

マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の３者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み
（平成９年の廃棄物処理法の改正により創設）

【電子マニフェスト普及の意義】

- 都道府県等の監視業務の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化
- ◆ **「経済財政運営と改革の基本方針2015」に掲げられた「社会全体のIT化」に資する取組**

マニフェストの勧告・指導等の状況

年度	指導件数（※1）	勧告件数（※1）	報告件数（※2）
平成19年度	48	4	230
平成20年度	93	14	414
平成21年度	365	1	496
平成22年度	156	49	468
平成23年度	158	8	1,617
平成24年度	125	5	5,059
平成25年度	52	3	32,290

※1　事業者・処理受託者がマニフェストの交付・保存等の義務を遵守していない場合に都道府県知事から受けた指導・勧告の件数（第12条の6）

※2　管理票交付者が、期間内にマニフェストの写しの送付を受けないとき、又は未記載・虚偽のマニフェストの写しの送付を受けたとき等に、委託した処理の状況を把握し、適切な措置を講じ、その報告書を都道府県知事に提出した件数（第12条の3第8項及び第12条の5第10項）

電子マニフェストの普及状況

電子マニフェスト普及目標　平成28年度　50%

（H25.5　第三次循環型社会形成推進計画（閣議決定））

➡ H25.10「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」策定

1）電子マニフェスト加入状況の推移

（平成28年3月31日現在 ）

年度	加入者数	加入者数の内訳			年間登録件数	電子化率（普及率）
		排出事業者	収集運搬業者	処分業者		
H23年度	79,155	62,443	10,673	6,039	12,882,074件/年	25%
H24年度	89,015	70,792	11,720	6,503	15,056,116件/年	30%
H25年度	110,860	90,857	13,005	6,998	17,460,912件/年	35%
H26年度	121,745	100,137	14,210	7,398	19,293,458件/年	39%
H27年度	141,441	118,069	15,543	7,829	21,247,609件/年	42%

2）排出事業者の業種別割合

3）電子マニフェスト登録状況推移

産業廃棄物の排出事業者責任

○事業者自らによる処理

事業者は、自らその産業廃棄物の運搬又は処分を行う場合には、・・・産業廃棄物処理基準・・・に従わなければならない。（法第12条第１項）

○処理の委託

事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、・・・産業廃棄物収集運搬業者・・・産業廃棄物処分業者・・・にそれぞれ委託しなければならない。（法第12条第５項）

【委託に伴う義務】

・委託した場合の最終処分までの注意義務

（適正な処理料金を負担、処理責任を実地に確認等、必要な措置を講ずるように努めなければならない。）

・委託に当たっての委託基準の遵守義務

（委託契約は書面により行われなければならない等）

・管理票交付義務等

（産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付、一定期間内に管理票の写しが送付されてこない場合は状況把握・適切な措置を講じなければならない。）

・事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

（法第3条第１項）

・事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

（法第11条第１項）

違反

＋

・実際の処分者等が支障の除去等の措置を講ずることが困難

・支障除去等の措置を採らせることが適当

違反

措置命令（※）の対象

※一定要件下での、支障の除去等の措置の命令

改善命令について

概要

排出事業者又は許可業者等が処理基準に適合しない処理を行った場合に、行政が当該者に対し必要な措置を行うよう命ずるもの。違反した場合は3年以下の懲役又は300万円以下の罰金。

発出要件

以下①②のいずれも満たすときに、発出することができる。
① 保管基準又は処理基準が適用される者（排出事業者、許可業者等）により、
② 保管基準に適合しない保管が行われたとき又は処理基準に適合しない処理が行われたとき

現行法上、改善命令の対象となっている行為の範囲

排出事業者が行う保管
＜保管基準の対象＞

→

収集・運搬
（積替保管を含む）
＜処理基準の対象＞

→

処分
＜処理基準の対象＞

廃棄物処理における有害物質管理①

○特別管理廃棄物制度の導入

特別管理廃棄物の定義（法第2条第3項、第5項）；

爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの

特別管理廃棄物一覧（令第1条、第2条の4）

廃棄物の種類			（※特定施設限定あり）
特別管理一般廃棄物	PCB使用部品		※1　水銀使用廃製品から水銀を回収する施設 ※2　廃棄物焼却施設 ※3　医療機関等 ※4　石綿建材除去事業に係るもの又は大気汚染防止法の特定粉じん発生施設 ※5　水銀使用廃製品等から水銀を回収する施設、水銀使用製品の製造の用に供する施設、水銀を媒体とする測定機器を有する施設、試験研究機関等 ※6　水質汚濁防止法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設等
	廃水銀（※1）		
	ばいじん（※2）		
	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻、汚泥（※2）		
	感染性廃棄物（※3）		
特別管理産業廃棄物	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）		
	廃酸(pH2.0以下）		
	廃アルカリ(pH12.5以上）		
	感染性廃棄物（※3）		
	高濃度PCB廃棄物	トランス類	
		コンデンサ類	
		安定器	
	低濃度PCB廃棄物		
	廃石綿等（※4）		
	廃水銀等（※5）		
	有害物質を含む鉱さい、ばいじん、燃え殻、汚泥等（※6）		

特別管理廃棄物に係る規制

・特別管理産業廃棄物管理責任者（法第12条の2）

特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場毎に特別管理産業廃棄物管理責任者を設置することが義務付けられている。

・特別管理産業廃棄物処理業（法第14条の4）

特別管理産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けることが義務付けられている。

・特別管理廃棄物処理基準（法第7条、第12条の2等）

特別管理廃棄物の処理を行う者は、通常の廃棄物とは異なる特別管理廃棄物処理基準に従うことが義務付けられている。

廃棄物処理における有害物質管理②

特別管理産業廃棄物の制度導入（平成4年）からの主な見直し

年	水質汚濁防止法に基づく排水基準改正を踏まえた見直し	ダイオキシン(DXN)対策	PCB廃棄物対策	水銀廃棄物対策	廃石綿対策
平成4年	重金属等11物質を含む廃棄物	―	廃PCB等、PCB汚染物	水銀を含む廃棄物	廃石綿等
平成7年	有機ハロゲン化合物等13物質を含む廃棄物を追加				
平成10～16年			PCB汚染物を拡充 PCB処理物を追加		
平成11年		DXN特措法の制定 ・排出削減計画の策定（平成12年）等			
平成12年		DXNを含む廃棄物を追加			
平成13年			PCB特措法の制定 ・処理基本計画の策定（平成14年）等		
平成18年					廃石綿等を拡充
平成24年			PCB特措法の改正 ・処分期限の延長等		
平成25年	1,4-ジオキサンを含む廃棄物を追加			水銀に関する水俣条約採択	
平成28年			PCB特措法の改正 ・高濃度PCB廃棄物処分義務付け ・都道府県等の権限強化等	廃水銀等を追加 水俣条約に日本が締結	

○硫酸ピッチ対策

平成16年　硫酸ピッチを指定有害廃棄物に指定

軽油の密造に伴い排出される硫酸ピッチ（廃硫酸と廃炭化水素油との混合物で著しい腐食性を有するもの）を指定有害廃棄物に指定して、特別の処理基準を設定し、これに違反した場合は直ちに罰則の対象とした。

廃棄物処理における有害物質管理③

OPOPs廃棄物対策

平成16年　残留性有機汚染物質（POPs＊）に関するストックホルム条約発効

締約国に対し、POPs廃棄物が以下のとおり取り扱われるよう適当な措置をとることが求められている。

・POPs廃棄物を環境上適正な方法で収集、運搬及び保管すること

・廃棄物に含有するPOPsを原則 分解すること

＊ POPs（Persistent Organic Pollutants）…毒性、難分解性及び生物蓄積性を有し、国境を越えて移動する物質

これまでに講じた措置

・PCB廃棄物及びダイオキシン類を含む廃棄物の特別管理廃棄物への指定

・POPs廃農薬に関する技術的留意事項（平成16年10月策定、平成21年8月改定）の発出

・PFOS含有廃棄物に関する技術的留意事項（平成22年9月策定、平成23年3月改定）の発出

・個別の分解実証試験の実施（クロルデン、エンドスルファン、HBCD、HCBD、PCN、PCP等）

OWDS（廃棄物データシート）による対策

WDS（廃棄物データシート）；

産業廃棄物の適正処理のため、処理委託時に排出事業者から処理業者に伝達すべき情報を具体的に記載するためのツール

平成18年　廃棄物情報の提供に関するガイドライン―WDSガイドライン―の発出

WDSの様式、記載方法等を解説

平成25年　WDSガイドライン第2版の発出

下記事案の再発防止策として、WDSの様式に消毒副生成物前駆物質等を追加

問題事案の発生；
平成24年に、利根川系水系の複数の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出

→

推定される原因：
排出事業者から処理業者に処理委託された廃液に、ホルムアルデヒドの前駆物質であるヘキサメチレンテトラミンが高濃度に含まれていることが伝達されず、適切な処理が行われなかったため

→

対策：
排出事業者から処理業者への情報伝達について更なる具体化・明確化を図ることが必要

３．健全な資源循環の推進

廃棄物等の越境移動の適正化に向けた取組

廃棄物等の輸出入に関する国内法の枠組

バーゼル条約

国内担保法

バーゼル法
（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律）

特定有害廃棄物等の輸出入を規制

【外為法に基づく承認】
（環境大臣は環境汚染防止に関する確認）
- 輸出：非OECD加盟国向けでは環境大臣の確認が必要
- 輸入：必要があれば環境大臣は意見を陳述

廃掃法
（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

廃棄物の輸出入を規制

【廃掃法に基づく輸出確認及び輸入許可】
- 輸出・輸入の際に、環境大臣の確認（許可）が必要

（輸出・輸入の承認は、廃掃法に基づく許可を受け、別途外為法で行われる）

関係法令： 外国為替及び外国貿易法（外為法）、関税法

バーゼル法・廃掃法の規制対象の事例

※　廃棄物への該当性は、以下の判断要素を勘案して総合的に判断することとされている。
①物の性状（環境基準等への適合状況等）、②排出の状況（排出前や排出時における品質の管理等）、③通常の取扱い形態（廃棄物処理事例の有無等）、④取引価値の有無（処理料金に相当する金品の授受等）、⑤占有者の意思　等

廃棄物の輸出入実績（H27）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
輸出確認	42件 （39）	2,943,538トン （2,314,159）	輸入許可	7件 （5）	5,987トン （5,825）
輸出報告量		1,377,758トン （1,570,545）	輸入報告量		2,060トン （2,336）
相手国・地域	韓国、香港		相手国・地域	台湾、韓国	
品目	石炭灰		品目	廃乾電池、ヨウ素含有廃触媒　等	

廃棄物の輸出量及び輸出件数の推移

廃棄物の輸入量及び輸入件数の推移

※輸出入報告量については、平成18年以降について集計。

（参考）特定有害廃棄物等の輸出入実績（H27）

我が国からの輸出（括弧内は前年）			我が国への輸入（括弧内は前年）		
相手国への通告	121件 （115）	435,303トン （412,861）	我が国への通告	183件 （139）	236,453トン （173,735）
輸出の承認	97件 （79）	316,828トン （277,411）	輸入の承認	167件 （125）	198,507トン （139,621）
輸出移動書類の交付 （輸出件数･輸出量）	964件 （1,098）	172,622トン （180,035）	輸入移動書類の交付 （輸出件数･輸出量）	902件 （516）	38,511トン （29,904）
相手国・地域	韓国、香港、ベルギー		相手国・地域	台湾、香港、タイ、シンガポール、フィリピン	
品目	鉛スクラップ（鉛蓄電池）、石炭灰、鉛灰・亜鉛灰、銅残渣・銅ドロス 等		品目	電子部品スクラップ、金属含有スラッジ、電池スクラップ（ニッケルカドミウム、ニッケル水素、リチウムイオン等） 等	

特定有害廃棄物等の輸出量及び輸出件数の推移

特定有害廃棄物等の輸入量及び輸入件数の推移

使用済家電等のインフォーマルな取扱いについて

○ 家電・小型家電がインフォーマルに回収され、重機等で乱暴に破壊された上、**雑品スクラップとして輸出され、海外でリサイクル**されていると見られる。**家電リサイクル法等の形骸化、国内外の環境汚染への懸念**が高まっている。

○ 廃家電等を不適正に扱う違法業者を利用したインフォーマルルートの撲滅が課題。

インフォーマルなルート

一部、不法投棄

ヤード・海上でのスクラップ火災が頻発

家庭や事業所からの排出 → 不用品回収業者 → ヤード業者 → スクラップ輸出業者 → **スクラップ輸出**

無許可の不用品回収業者

ヤード業者は環境対策をせず家電を破壊。フロンガス、水銀等有害物質を環境中に放出。

主にバラ積み船で雑品スクラップとして輸出

海外で解体・選別が行われているとみられる。不適正処理が懸念される。
（写真：（独）国立環境研究所 寺園淳氏撮影）

子供が素手で破砕

【参考】家電リサイクル法における回収率
対象4品目フロー推計（平成25年度）

※「中央環境審議会循環型社会部会　家電リサイクル制度評価検討小委員会、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会　電気・電子機器リサイクルWG　合同会合（第33回）」（平成27年1月30日）資料より事務局作成

廃棄物処理法における取組：
使用済家電の廃棄物該当性の判断に係る環境省通知(319通知)(平成24年3月)

※ 通知名：「使用済家電製品の廃棄物該当性の判断について（通知）」（平成24年3月19日付け環廃企発第10319001号、環廃対発第10319001号、環廃産発第10319001号）

①無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても、直ちに有価物と判断することはできず、それが再使用を目的とした経済合理性に基づいた適正な対価による有償譲渡であるか否かについて慎重な判断が必要。

②家電リサイクル法対象品目（洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、テレビ、エアコン）の使用済み品については、以下のとおり取り扱うことが適当。

(1) リユース品としての市場性が認められない場合（年式が古い、通電しない、破損、リコール対象製品等）、又は、再使用の目的に適さない粗雑な取扱い（雨天時の幌無しトラックによる収集、野外保管、乱雑な積上げ等）がなされている場合は、当該使用済み品は廃棄物に該当するものと判断。

(2) 廃棄物処理基準※に適合しない方法による分解、破壊等の処分がなされている場合は、脱法的な処分を目的としたものと判断されることから、当該使用済み品は、廃棄物に該当するものと判断。

※注：家電リサイクル法対象品目については、廃掃法の下の処理基準において、資源（鉄、銅等）毎の分離・回収、有害物質の適正処理等について定められている。

③家電リサイクル法対象品目以外の使用済家電製品についても、無料で引き取られる場合又は買い取られる場合であっても廃棄物の疑いがあると判断できる場合は、総合判断により、積極的に廃棄物該当性を判断。

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会報告書のポイント①

（平成28年4月公表）

廃棄物等の越境移動に関する基本的考え方等

〇廃棄物等の潜在的な汚染性と資源性に着目し、前者の顕在化を抑え、後者の顕在化を推進。

廃棄物等の越境移動管理の基本的枠組みに関する論点（今後の対応の方向）

【現行国内法の基本的枠組みと課題】

①使用済家電等の越境移動に伴い懸念される環境汚染

有害物質を含む使用済家電等が混入した金属スクラップ（**雑品スクラップ**）等が、国内でリサイクルされず、不適正に海外へ流出。有害物による国内外での環境汚染に懸念。しかしながら、廃棄物該当性の判断が困難であり、取締りに限界。

②国内で処理されるべき廃棄物等の海外流出：

有害物質を含む**使用済鉛蓄電池**等の海外輸出が進行。この結果、国内の適正なリサイクル処理施設の維持が困難に。

※処分にはリサイクルを含む。バーゼル法の輸出規制には不十分な面もある。また、廃棄物処理法に基づき、輸出時に運搬・保管・処理の審査が行われるが、措置命令に関する規定はない。

◆廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」の解消

バーゼル法は輸出入時の水際規制が中心であり、その実効性には限界。廃棄物処理法とバーゼル法の「すきま」を埋めることで有害廃棄物等の不適正な越境移動を防止するため、大きく次の2つの方法を検討。

・廃棄物処理法で、使用済家電等のように廃棄物該当性の判断が困難な物に対しても廃棄物処理法の一定の規定を適用することによって、国内での管理を適正化（上図の青枠を広げる）

・バーゼル法で、上流に遡って国内での管理を適正化（上図の赤枠を左に広げる）

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会報告書のポイント②

廃棄物等の越境移動に関する個別論点（主な今後の対応の方向）

【輸出をめぐる主な論点】

（対応する主な課題）

①使用済家電等の越境移動に伴い懸念される環境汚染
②国内で処理されるべき廃棄物等の海外流出
③バーゼル条約に基づくシップバック等の実施に係る問題

雑品スクラップに混入していたエアコン等

韓国への使用済鉛蓄電池の輸出増加

◆取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現（問題①への対応）：
客観的かつ短時間で規制対象物か否かを判断できる適切な基準を整備することで、取締りの実効性を確保。

◆バーゼル法における国内処理原則の具体化（問題②への対応）：
有害物は国内でなるべく処理するとの原則に基づいた輸出審査基準等を整備することで、使用済鉛蓄電池等の国内での継続的・安定的なリサイクル処理を確保。

◆措置命令等の迅速な実施の確保（問題③への対応）：
外国政府からシップバック要請があった場合に迅速に措置命令等を発することができるようにすることで、シップバックの迅速な実施を確保し、外国政府との調整を円滑化。

◆廃棄物該当性の明確化等を通じた輸出の円滑化
輸出に際して廃棄物処理法に基づく手続の要否を迅速に判断できるようにし、事業者負担を軽減。

廃棄物等の越境移動等の適正化に関する検討会報告書のポイント③

廃棄物等の越境移動に関する個別論点（主な今後の対応の方向） ※続き

【輸入をめぐる主な論点】

（対応する主な課題）

③バーゼル条約に基づくシップバック等の実施に係る問題

④電子部品スクラップ等の輸入手続上の問題：
金属リサイクル目的の**電子部品スクラップ**の輸入について、我が国で手続に時間がかかるため、諸外国に比べて競争条件上の不利。

我が国への輸入が急増している電子部品

◆我が国に廃棄物等が不法輸入された場合のシップバック手続の整備：
我が国がシップバック要請する場合にも迅速な対応ができるようにし、事業者負担を軽減。

◆**環境汚染等のリスクが低い特定有害廃棄物等の輸入手続の簡素化**（問題④への対応）：
電子部品スクラップのように、輸入で特段の問題が生じていない特定有害廃棄物等について、輸入手続を簡素化し、諸外国と対等な競争条件を確保。

【その他の論点】

◆事前相談（※）の在り方の見直し： 行政サービスの内容を改善することで、事業者の負担を軽減。
※輸出入しようとする物が、バーゼル法又は廃棄物処理法の規制対象物に該当するかどうかの難しい場合に、環境省及び経済産業省で事業者からの相談を受け付ける行政サービス

◆試験研究目的での輸出入手続の整備： 試験研究目的での輸出入を円滑化し、技術開発を支援。

成長戦略（日本再興戦略2016）　平成28年6月2日閣議決定

第二　具体的施策

Ⅰ　新たな有望成長市場の創出、ローカル・アベノミクスの深化等

10. 環境・エネルギー制約の克服と投資の拡大

（2）新たに講ずべき具体的施策

v)　資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

①国内外での資源開発・確保の推進

（抜粋）

国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）について、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサイクルを着実に進めるため、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）における規制の在り方等について、本年度中に検討を行い、その結果を踏まえ、早期に必要な措置を講じる。加えて、「都市鉱山」の利用を促進し、リサイクル業者や非鉄製錬業者等の成長を図るため、情報技術等を活用し、動静脈連携によりレアメタルなどの金属資源を効率的にリサイクルする革新技術・システムを開発する。また、本年度中に小型家電リサイクル法に基づく再資源化目標の評価・見直しを行うとともに、回収量増加に向けて取り組む。

３．健全な資源循環の推進

優良な循環産業の更なる育成

処理業者の優良化

優良産廃処理業者認定制度

優良認定基準

○従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期限において特定不利益処分をうけていないこと。

○産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などをインターネットにより一定期間、一定頻度で公表していること。

○ISO14001、エコアクション21等の認証を取得していること。

○電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。

○直前3事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないことなど、財務体質が健全であること。

排出事業者

○安心して委託できる優良な産廃処理業者を容易に選択できるようになり、排出事業者責任の確実な履行を補完する。

処理業者

○許可更新に要する事務負担が軽減され、特に広域的に事業展開する処理業者にとっては大きなインセンティブとなる。

○より信頼できる優良な処理業者の育成が進む。

優良産廃処理業者認定制度のメリット

1. 許可の有効期間が7年間に延長
   （通常は5年間）

2. 許可証などにより排出事業者へPRが可能

3. 排出事業者は、優良認定業者に委託している場合は処理状況を公表情報により間接的に確認可能

4. 許可申請時の添付書類を一部省略可能

5. 環境配慮契約法の「産業廃棄物の処理に係る契約」における入札での有利な取扱い

環境配慮契約法「産業廃棄物の処理に係る契約」

平成25年２月　契約類型に追加

裾切り方式

下記の要素についてポイント制で評価し、一定割合以上の点数を獲得した事業者に入札参加資格を付与

評価項目

①環境配慮への取組状況（基本項目のみ）

○環境/CSR報告書の作成・公表
○温室効果ガス等の排出削減計画の策定・目標設定・公表
○従業員に対する研修・教育の実施

②優良基準への適合状況

○遵法性（特定不利益処分を5年間受けていないこと）
○事業の透明性（インターネットによる情報公開の実施）
○環境配慮の取組（ISO14001、エコアクション21等の認証取得）
○電子マニフェスト（電子マニフェストシステムへ加入、利用可能）
○財務体質の健全性（自己資本比率、経常利益等の財務基準満足）

優良認定数の推移

優良産廃処理業者認定制度　優良認定数の推移

産業廃棄物処理業者の許可取消要件

法に従った適正な業の遂行を期待できない者を産業廃棄物処理業から排除するため、以下の対象者が下記要件に該当する場合は、産業棄物処理業の許可が取り消される。

対象者：

- ○ 申請事業者
- ○ 法人の役員（実質的な支配者を含む）、使用人（支店長等）　等

取消の要件

廃棄物処理法等への違反

- ○ 廃棄物処理法、環境保全法令、刑法（※）などの法律違反によって罰金以上の刑に処せられてから（＊）五年を経過しない者
  - ※ 刑法のうち、傷害罪、現場助勢罪、暴行罪、危険運転致死罪、脅迫罪、背任罪 に違反した場合のみ
  - ＊ 判決により刑が確定してから該当することとなる
- ○ 廃棄物処理法上の違反行為をした者のうち、特に情状が重い者（教唆を含む）
  例）無許可営業　等
- ○ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可を取り消された者で取消しの日から五年を経過しない者（法人の役員を含む）
- ○ 廃棄物処理業、浄化槽清掃業の許可の取消しに係る聴聞通知があった日から当該処分をする又はしないことを決定する日までの間に廃棄物処理業又は浄化槽清掃業の廃止を届け出た者（法人の役員を含む）

その他、適正な業の遂行を期待し得ない場合

- ○ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
  例）・ 過去、繰り返し許可取消処分を受けている者
- ○ 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
- ○ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- ○ 禁錮以上の刑に処せられてから五年を経過しない者、破産者　等

廃棄物処理法に基づく許可取消処分件数の推移

1．平成15年の廃棄物処理法改正により、同年12月から廃棄物処理業者及び処理施設設置者が許可の欠格要件に該当した場合に、取消しが義務化された。

2．平成22年の廃棄物処理法改正により、廃棄物処理業の許可に係る欠格要件を見直し、平成23年4月以降、廃棄物処理法上特に悪質な場合を除いて、許可の取消しが役員を兼務する他の業者の許可の取消しにつながらないように措置された。

廃棄物事案の検挙件数

平成27年警察白書及び平成27年における生活経済事犯の検挙状況等について（ともに警察庁）より

３．健全な資源循環の推進

再生利用・排出抑制等の推進に向けた取組

減量・再生利用の取組体系

廃棄物処理法

- **多量排出事業者処理計画制度**
  産業廃棄物を多量に排出する事業者等による減量その他の処理計画の策定
- **再生利用認定制度**
  生産設備等を活用した再生利用を促進するための、環境大臣による認定制度
- **広域認定制度**
  製造事業者等による広域的な再生利用等を促進するための、環境大臣による認定制度

各種リサイクル法等

- **容器包装、食品、家電、建設、自動車、小型家電リサイクル法**
  物品の性質に応じた個別リサイクル制度
- **資源有効利用促進法**
  使用済物品や副産物も含め、資源の有効利用を図るための省資源化、再資源化等の自主的取組を促進
- **グリーン購入法**
  国等によるリサイクル製品等の環境配慮物品の調達を促進

3Rについての普及啓発

国民運動や各種イベント、シンポジウム、モデル事業等の実施

多量排出事業者処理計画の概要と取組状況

平成12年度制度改正

○　前年度の産業廃棄物の発生量が1000トン（特管産廃で50トン）以上の事業場に処理計画の提出・計画の実施状況の報告を義務付け

○　都道府県知事は、計画及びその実施状況について公表

平成22年度制度改正

○　計画及びその実施状況を報告しなかった者に対して20万円以下の過料

○　計画の電子ファイルによる提出を可能とし、都道府県知事による公表はインターネットによるものとする

○　委託の内容について、認定熱回収施設設置者・優良認定処理業者への委託の別 等を記載

処理計画の基準

○　以下の事項を定めること

- 計画期間
- 当該事業場の事業に関する事項
- 処理に係る管理体制に関する事項
- 排出抑制・分別に関する事項
- 自ら行う再生利用・中間処理・最終処分に関する事項
- 処理の委託に関する事項

平成27年度多量排出事業者処理計画実施状況報告

総報告件数
16,665件

総報告発生量
246百万トン

（産廃総排出量
385百万トン
（H25実績））

再生利用認定制度（第9条の8）

制度の趣旨・背景

・廃棄物処理施設の設置を巡る住民紛争が激化
・処理施設の設置が非常に困難

↕

・再生利用の大規模・安定的な推進

生活環境の保全を十分に担保しつつ、再生利用を大規模・安定的に行う施設を確保し、廃棄物の減量化を進める必要。

制度の概要（H9～）

認定対象者

安定的な生産設備を用いた再生利用を自ら行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業・処理施設の設置の許可が不要となる

認定品目

廃ゴム製品
廃プラスチック類
シリコン汚泥（産廃）
廃肉骨粉
廃木材（一廃）
建設汚泥（産廃）

【平成19年10月追加】
金属を含む廃棄物
（バーゼル規制対象物）
非鉄製錬・精錬業、製鉄業による再生利用

概念図

簡単に腐敗、揮発したりして生活環境保全上支障の生じない廃棄物

原材料として投入 →

生産設備等
（製鉄所、セメントキルン等）

再生利用 →

製品
（鉄、セメント等）

認定実績（H28年6月末）

一般廃棄物：67件
産業廃棄物：64件

再生利用認定制度の認定件数と処理量の推移

広域認定制度（第9条の9）

制度の趣旨・背景

・製品が廃棄物となったものを処理する場合、当該製品の製造、加工、販売等を行うもの（製造事業者等）が当該廃棄物の処理を担うことは、製品の性状・構造等を熟知していることで、高度な再生処理等が期待できる等のメリットがある。

・廃棄物を広域的に収集することにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が推進される。

制度の概要（H15）

認定対象者

製造事業者等であって、当該製品が廃棄物となった場合にその処理を広域的に行う者

特例措置

環境大臣の認定により、都道府県知事等の処理業の許可が不要となる

認定品目

一般廃棄物：13品目を認定

廃パーソナルコンピュータ、廃二輪自動車、廃消火器 等

産業廃棄物：品目限定なし

情報処理機器、原動機付自転車・自動二輪車、建築用複合部材 等

概　念　図

認定実績（H28年6月末）

一般廃棄物：　97件
産業廃棄物：255件

処理実績（H26年度）

一般廃棄物：　19,865t
産業廃棄物：690,266t

広域認定制度の認定件数と処理量の推移
（一般廃棄物）

広域認定制度の認定件数と処理量の推移（産業廃棄物）

廃棄物・リサイクル関連法における排出抑制関係の目標

○廃棄物処理法基本方針（平成28年１月21日告示）

＜廃棄物の減量化の新たな目標量＞

・平成32年度における目標量（平成24年度比）を以下のとおり設定。

一般廃棄物の排出量　約１２％削減

産業廃棄物の排出量　増加を約３％に抑制

・平成32年度において、「１人１日当たりの家庭系ごみ排出量」を500gに削減する。

（注）第３次循環基本計画（平成２５年５月３１日閣議決定）において一般廃棄物の減量化関係の平成３２年度における目標を定めているが、本基本方針においても同計画と同様の目標値を採用している。

○食品リサイクル法に基づく基礎発生原単位に関する告示（平成27年７月31日告示）

＜食品廃棄物等の発生抑制の目標値＞

・平成２６年４月から２６業種を対象に本格展開。平成２７年８月から５業種を追加し、合計３１業種の目標値（期間は平成26年４月１日から平成31年３月31日までの５年）を設定。

例：肉加工品製造業　１１３kg／百万円（売上高）

４. その他
地球温暖化対策の強化

廃棄物分野における温室効果ガス排出量

現状

日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合（2014年度）

日本の温室効果ガス総排出量における
廃棄物分野の割合： 2.7%

廃棄物分野の温室効果ガス排出量：
14.0%減（2005年度比）

低炭素社会・循環型社会の統合的な実現に向けて、廃棄物（特に化石燃料由来）の<u>発生抑制</u>、<u>再使用</u>、<u>再生利用</u>をさらに進めつつ、その上で<u>エネルギー回収</u>を進めていく必要がある。

排出側

- ごみ有料化等を通じた発生抑制
- 分別排出の徹底　　等

処理側

- 3Rの一層の推進
- 生分解性廃棄物の直接埋立量の削減
- 廃棄物発電の推進　　等

再生可能エネルギー導入の促進

- バイオマス発電の利用
- バイオマス熱利用
- その他（太陽熱利用、廃棄物熱利用等）

地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の全体構成

＜はじめに＞

○地球温暖化の科学的知見
○京都議定書第一約束期間の取組、2020年までの取組
○2020年以降の国際枠組みの構築、自国が決定する貢献案の提出

＜第１章　地球温暖化対策推進の基本的方向＞

■目指すべき方向

①中期目標（2030年度26%減）の達成に向けた取組
②長期的な目標（2050年80%減を目指す）を見据えた戦略的取組
③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組

■基本的考え方

①環境・経済・社会の統合的向上
②「日本の約束草案」に掲げられた対策の着実な実行
③パリ協定への対応
④研究開発の強化、優れた技術による世界の削減への貢献
⑤全ての主体の意識の改革、行動の喚起、連携の強化
⑥ＰＤＣＡの重視

＜第２章　温室効果ガス削減目標＞

■我が国の温室効果ガス削減目標

・2030年度に2013年度比で26%減（2005年度比25.4%減）
・2020年度においては2005年度比3.8%減以上

■計画期間

・閣議決定の日から2030年度まで

＜第４章　進捗管理方法等＞

■地球温暖化対策計画の進捗管理

・毎年進捗点検、少なくとも３年ごとに計画見直しを検討

＜第３章　目標達成のための対策・施策＞

■国、地方公共団体、事業者及び国民の基本的役割

■地球温暖化対策・施策

○エネルギー起源CO_2対策
　・部門別（産業・民生・運輸・エネ転）の対策
○非エネルギー起源CO_2、メタン、一酸化二窒素対策
○代替フロン等４ガス対策
○温室効果ガス吸収源対策
○横断的施策
○基盤的施策

■公的機関における取組

■地方公共団体が講ずべき措置等に関する基本的事項

■特に排出量の多い事業者に期待される事項

■国民運動の展開

■海外での削減の推進と国際連携の確保、国際協力の推進

・パリ協定に関する対応
・我が国の貢献による海外における削減
　－二国間クレジット制度（ＪＣＭ）
　－産業界による取組
　－森林減少・劣化に由来する排出の削減への支援
・世界各国及び国際機関との協調的施策

＜別表（個々の対策に係る目標）＞

■エネルギー起源CO_2
■非エネルギー起源CO_2
■メタン・一酸化二窒素
■代替フロン等４ガス
■温室効果ガス吸収源
■横断的施策

排出抑制・吸収の量に関する目標

- 我が国の中期目標として、「日本の約束草案」に基づき、国内の排出削減・吸収量の確保により、2030年度において、**2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）の水準**にする。
- 2020年度の温室効果ガス削減目標については、2005年度比3.8%減以上の水準にする。

	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の各部門の排出量の目安	削減率（2013年度比）
エネルギー起源CO_2	1,219	1,235	927	-25.0%
産業部門	457	429	401	-6.5%
業務その他部門	239	279	168	-39.8%
家庭部門	180	201	122	-39.3%
運輸部門	240	225	163	-27.6%
エネルギー転換部門	104	101	73	-27.7%
	2005年度実績	2013年度実績	2030年度の排出量の目標	削減率（2013年度比）
非エネルギー起源CO_2	85.4	75.9	70.8	-6.7%
メタン（CH_4）	39.0	36.0	31.6	-12.3%
一酸化二窒素（N_2O）	25.5	22.5	21.1	-6.1%
	2005年実績	2013年実績	2030年の排出量の目標	削減率（2013年比）
代替フロン等4ガス	27.7	38.6	28.9	-25.1%
HFCs	12.7	31.8	21.6	-32.0%
PFCs	8.6	3.3	4.2	+27.3%
SF6	5.1	2.2	2.7	+22.7%
NF3	1.2	1.4	0.5	-64.3%
	2005年実績	2013年実績	2030年の吸収量の目標	
温室効果ガス吸収源	–	–	37.0	
森林吸収源対策	–	–	27.8	
農地土壌炭素吸収源対策及び都市緑化等の推進	–	–	9.1	

単位：百万トンCO2

廃棄物リサイクル分野における地球温暖化対策

➢ 廃棄物分野では、地球温暖化対策計画において、以下の対策について数値目標を設定している。

削減ガス	対策名	対策評価指標		2013	2020 目標	2030 目標	2030 排出削減見込量
エネルギー起源CO2	廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入等	【一般廃棄物発電】	ごみ処理量当たりの発電電力量（kWh/t）	231	284～312	359～428	135～214（万t-CO2）
		【産業廃棄物発電】	産業廃棄物処理業者による発電量（GWh）	3,748	3,792	3,825	2.8（万t-CO2）
		【燃料製造等】	RPF製造量（千t）	913	943	1,003	23（万t-CO2）
	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進（※）	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量（t）		66	69	73	6.2（万t-CO2）
	浄化槽の省エネルギー化	現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽の累積基数（基）		7	78	211	3.9（万t-CO2）
非エネルギー起源CO2	廃棄物焼却量の削減	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量（千t）（乾燥ベース）		2,856	2,675	2,458	44（万t-CO2）
メタン	廃棄物最終処分量の削減	有機性の一般廃棄物の最終処分量（千t）（乾重量ベース）		371	105	10	52（万t-CO2）
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	【一般廃棄物】	一般廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合（%）	60	73	77	5.4（万t-CO2）
		【産業廃棄物】	産業廃棄物最終処分場での準好気性埋立処分量割合（%）	63	65	69	3（万t-CO2）

※京都議定書目標達成計画時の計算方法に準じて算出しているが、今後の検討により計算方法を見直す可能性がある。

廃棄物リサイクル分野における地球温暖化対策

削減ガス	対策名	対策概要
エネルギー起源CO2	廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入等	（廃棄物発電） 廃棄物焼却施設の新設、更新又は基幹改良時に施設規模に応じて高効率発電設備を導入することにより、電気の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 （燃料製造等） 廃プラスチック類及び紙くず等の廃棄物を原料として燃料を製造し、製造業等で使用される一般炭等の化石燃料を代替することで、燃料の燃焼に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。 また、低燃費型の廃棄物収集運搬車両・処理施設の導入、節電に向けた取組等の省エネルギー対策を推進し、燃料の使用に伴うエネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。
	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル（材料リサイクル、ケミカルリサイクル）の推進。
	浄化槽の省エネルギー化	浄化槽を新設もしくは更新する際、現行の低炭素社会対応型浄化槽より消費電力を10%削減した浄化槽を導入することにより、ブロアーの消費電力を削減し、電気の使用に伴う二酸化炭素排出量等を削減する。
非エネルギー起源CO2	廃棄物焼却量の削減	一般廃棄物であるプラスチック類について、排出を抑制し、また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の分別収集・リサイクル等による再生利用を推進することにより、その焼却量を削減し、プラスチック類の焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素の排出量を削減。また、産業廃棄物については、3Rの推進等によりその焼却量を削減し、焼却に伴う非エネルギー起源二酸化炭素排出量を削減。
メタン	廃棄物最終処分量の削減	有機性の一般廃棄物の直接埋立を原則として廃止することにより、有機性の一般廃棄物の直接埋立量を削減。埋立処分場内での有機性の一般廃棄物の生物分解に伴うメタンの排出量を削減。産業廃棄物については、3Rの推進等により、引き続き最終処分量の削減を図る。
	廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用	埋立処分場の新設の際に準好気性埋立構造を採用するとともに、集排水管末端を開放状態で管理することにより、嫌気性埋立構造と比べて有機性の廃棄物の生物分解に伴うメタン発生を抑制。

廃棄物処理における熱回収

- 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の基本原則に基づき、廃棄物の3R（発生抑制、再使用、再生利用）を優先的に進め、それでもなお残る廃棄物については、熱回収を推進。
- 廃棄物処理における熱回収は、東日本大震災以降、災害時も含めて安定供給が可能な地域分散型エネルギーシステムとして、その重要性が再認識されている。
- 廃棄物エネルギーは、バイオマス由来（食品廃棄物や紙）だけでなく、非バイオマス由来（プラスチック等）からも多く回収でき、地域のエネルギー戦略に貢献するポテンシャルを持っている。

総発電電力量と発電効率の推移

＜出典＞　一般廃棄物処理実態調査　（環境省）

「エネルギー基本計画」（平成26年4月閣議決定）における位置付け

【分散型エネルギーシステムにおける再生可能エネルギーの利用促進】

（再生可能エネルギー熱）

再生可能エネルギー電気と並んで重要な地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱を中心として、・・・（中略）・・・廃棄物処理における熱回収を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要である。

「廃棄物処理法に基づく基本方針」（平成28年1月）における位置付け

○中長期的には焼却される全ての一般廃棄物について熱回収が図られるよう取組を推進する。

○平成32 年度において、焼却された一般廃棄物量のうち発電設備の設置された焼却施設で処理されるものの割合を約69%に増加させることを目標とする。

廃棄物発電（産業廃棄物焼却施設）の導入実績

- 総施設数は減少傾向にある一方で、発電施設数、総発電電力量とも増加傾向にあるものの、引き続き、特に、小規模の焼却施設に対して余熱利用を進める必要がある。

平成26年度の稼働中の焼却施設の処理能力別余熱利用状況

熱回収施設設置者認定制度（平成23年～）

概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の許可に係る一般廃棄物処理施設又は同法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物処理施設であって、熱回収（廃棄物発電・余熱利用）の機能を有する施設を設置している者は、一定の基準に適合していることについて、都道府県知事等の認定を受けることができる。

認定を受けるための要件（一部抜粋）

〇年間10%以上の熱回収率で熱回収を行うことができる者であること。
〇熱回収施設に投入される廃棄物と燃料の総熱量の30%を超える外部燃料を投入しないこと。
〇熱回収に必要な設備の維持管理を適切に行うことができる者であること。
〇熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置が設けられていること。

認定を受けるメリット

〇廃棄物を保管できる日数が21日まで認められる。
〇廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2または同法15条の2の2に規定する定期検査の義務を免除。
〇認定を受けた者は、熱回収認定基準及び能力基準の双方を満たした施設として、公的に評価されることにより、意識の高い排出事業者による認定施設への処理委託が推進されることが期待される。

廃棄物熱回収施設設置者の認定状況

（平成27年12月1日現在）

	認定年月日	認定を受けた者	認定した都道府県等	熱回収率 (%)	熱回収の方法	産廃	一廃	施設数
1	平成23年10月4日	豊田ケミカルエンジニアリング株式会社	愛知県	17.0%	発電・熱利用の併用	○		1
2	平成23年10月25日	株式会社総環	大阪市	20.2%	発電	○		1
3	平成23年12月27日	株式会社市原ニューエナジー	千葉県	23.9%	発電・熱利用の併用	○	○	1
4	平成24年2月7日	株式会社クレハ環境	川崎市	19.3%	発電・熱利用の併用	○		1
5	平成24年2月23日	株式会社日産クリエイティブサービス	横須賀市	32.4%	発電以外の熱利用	○		1
6	平成24年3月22日	株式会社フジコー	千葉県	11.2%	発電	○		1
7	平成24年3月28日	株式会社旭商会	相模原市	14.2%	発電以外の熱利用	○		1
8	平成24年3月30日	株式会社アイザック	富山市	20.5%	発電・熱利用の併用	○		1
9	平成24年4月23日	株式会社DINS堺	堺市	18.2%	発電・熱利用の併用	○		1
10	平成24年5月17日	三和油化工業株式会社	愛知県	37.0%	発電以外の熱利用	○		1
11	平成24年10月29日	三重中央開発株式会社	三重県	30.3%	発電・熱利用の併用	○	○	2
12	平成24年12月19日	三栄レギュレーター株式会社	川崎市	56.4%	発電以外の熱利用	○		1
13	平成25年5月20日	ユナイテッド計画株式会社	秋田市	28.2%	発電・熱利用の併用	○		1
14	平成25年11月19日	大栄環境株式会社	兵庫県	21.3%	発電・熱利用の併用	○		1
15	平成26年8月14日	エコシステム千葉株式会社	千葉県	10.2%	発電・熱利用の併用	○		1
16	平成27年6月15日	一般財団法人佐賀県環境クリーン財団	佐賀県	12.0%	発電・熱利用の併用	○		1
						合計		17

（注）認定年月日順に整理

４. その他
産業廃棄物の流入抑制策について

産業廃棄物の流入抑制策について

※（公財）産業廃棄物処理事業振興財団による聴取結果等から作成

○都道府県等による流入抑制策の状況

（平成27年末時点）

○流入抑制策の主な内容

- 事前協議
- 届出

○流入抑制策の主な根拠

- 自治体条例
- 指導要綱

○流入抑制策の主な理由

- 適正処理・環境保全の推進
- 県内廃棄物の優先
- 最終処分場の確保
- 過去の不法投棄実績
- 県外業者の指導・監督